

パブリック・コメント手続（意見募集）

長期優良住宅の普及の促進に関する法律
施行取扱規則の一部改正について

意見募集期間

令和5年（2023年）

1月10日（火）～1月31日（火）

お問い合わせ先：都市部建築指導課

電話 046-822-8527（直通）

横 須 賀 市



パブリック・コメント手続について

市政の透明化・公正化をすすめ、市民の皆さんが市政へ参画しやすくするために、市の重要な政策の決定に当たって、次の手順で行う一連の手続をいいます。

- (1) 市の基本的な政策決定に当たり、その内容等を事前に公表します。
- (2) 公表したものに對する市民の皆さんからのご意見の提出を受け付けます。
- (3) お寄せいただいたご意見の概要とご意見に對する市の考え方、公表した内容等を変更した場合はその内容を公表します。

長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行取扱規則の一部改正について

I 改正の概要

長期優良住宅^{※1}の普及の促進に関する法律（以下、「法」という。）第6条第1項第4号の認定基準について、本市では、長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行取扱規則（以下、「規則」という。）第3条の2の災害配慮基準で「急傾斜地崩壊危険区域^{※2}」内では長期優良住宅の認定を行わないこととしています。

現在、本市では「立地適正化計画^{※3}」の「居住誘導区域^{※4}」外としている「急傾斜地崩壊危険区域」のうち、「土砂災害警戒区域^{※5}」の指定を受けていない区域を居住誘導区域に再編入する検討をしています。

その検討を踏まえ、再編入される居住誘導区域を、長期優良住宅認定ができる区域に改正します。

- ※1 長期優良住宅 : 法に基づき認定される、長期にわたり良好な状態で使用するための措置がその構造及び設備について講じられた良好な住宅
- ※2 急傾斜地崩壊危険区域 : 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第3条第1項に基づき指定される、急傾斜地の崩壊が助長され、又は誘発されるおそれがないようにするため一定の行為を制限する必要がある区域
- ※3 立地適正化計画 : 都市再生特別措置法第81条に基づき、コンパクトプラスネットワーク型の都市づくりを進めるために策定した計画
- ※4 居住誘導区域 : 立地適正化計画に定められる、都市の居住者の居住を誘導すべき区域
- ※5 土砂災害警戒区域 : 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第7条第1項に基づき指定される、急傾斜地の崩壊等が発生した場合には住民等の生命又は身体に危害が生ずるおそれがあると認められる土地の区域

II 施行期日

令和4年3月予定

Ⅲ 改正する内容

横須賀市立地適正化計画の居住誘導区域の変更を受けて、法第6条第1項第4号に基づき規則第3条の2で定める災害配慮基準を改正します。

改正内容（アンダーライン追加箇所）

規則第3条の2関係（災害配慮基準）

法第5条の認定を受けて建築をしようとする長期優良住宅（以下、「認定対象住宅」）は、次に掲げる区域外に建築されるものとします。

- ① 地すべり等防止法（昭和33年法律第30号）第3条第1項に規定する地すべり防止区域
- ② 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項に規定する急傾斜地崩壊危険区域（土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）（以下、「土砂法」という。）第7条第1項に規定する土砂災害警戒区域内に限る。）
- ③ 土砂法第9条第1項に規定する土砂災害特別警戒区域

考え方等

法第6条第1項第4号の「建築しようとする住宅が自然災害による被害の発生の防止又は軽減に配慮されたものであること」について、長期優良住宅の普及の促進に関する基本的な方針（平成21年2月24日国土交通省告示第208号）の考えにより、「地すべり防止区域」、「急傾斜地崩壊危険区域」、「土砂災害特別警戒区域」内では、長期優良住宅の認定を行わないこととしていました。

現在、本市では横須賀市立地適正化計画の改定において居住誘導区域の見直しの検討をしております。その検討は、これまで居住誘導区域から除外していた「急傾斜地崩壊危険区域」が本市の場合、広めに設定されている経緯もあり、本来、市内で居住誘導に資するエリアも居住誘導区域外となっている状況から、「急傾斜地崩壊危険区域」に含まれていても、土砂法による詳細な現地調査や定量的分析に基づき指定された「土砂災害警戒区域」に含まれない区域を居住誘導区域に再編入しようとするものです。

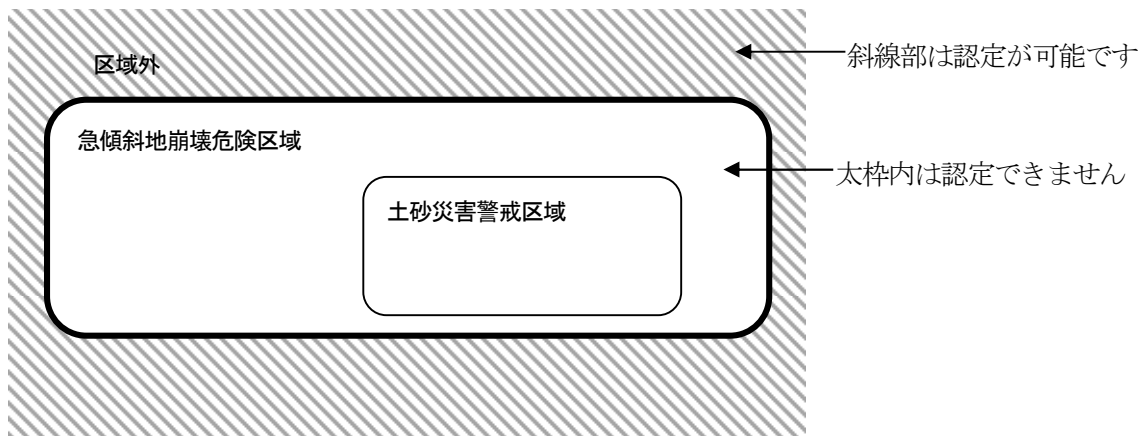
そのことを踏まえて、再編入される居住誘導区域内であれば長期優良住宅の認定を行える区域として改正を行い居住誘導区域との整合を図るものです。

■急傾斜地崩壊危険区域内における長期優良住宅認定の可否

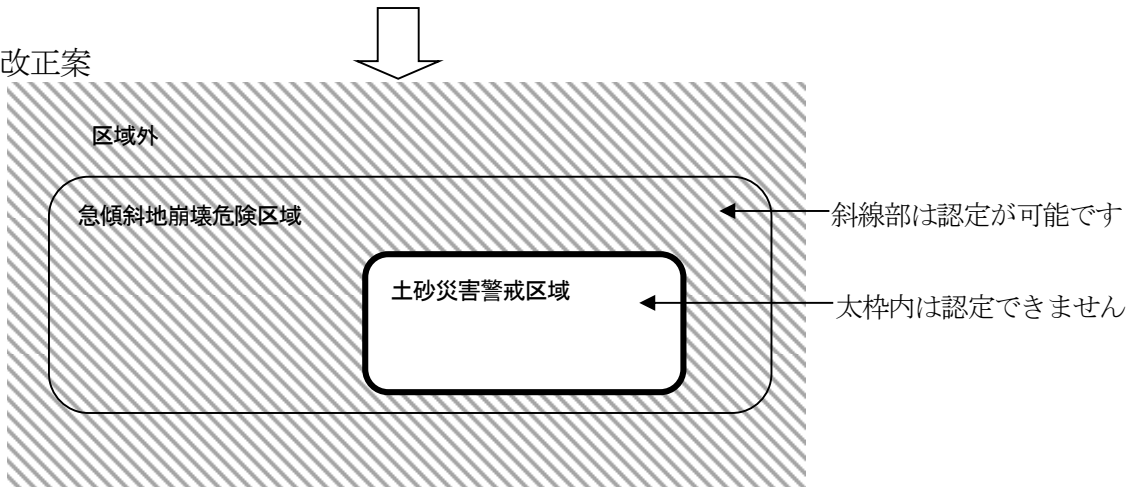
急傾斜地崩壊危険区域	土砂災害警戒区域	長期優良住宅認定の可否		(参考) 居住誘導区域の内外	
		現状	改正案	現状	改正案
○	×	否 →	可能	外 →	内
○	○	否	否	外	外

■急傾斜地崩壊危険区域内における長期優良住宅認定の可否のイメージ

現状



改正案



意見の提出方法

- 1 提出期間 令和5年（2023年）1月10日（火）から1月31日（火）まで
- 2 あて先 都市部 建築指導課 許認可第1係
- 3 提出方法
 - 書式は特に定めておりません。
 - 住所及び氏名を明記してください。なお、市外在住の方の場合は、次の項目についても明記してください。
 - (1) (市内在勤の場合) 勤務先名・所在地
 - (2) (市内在学の場合) 学校名・所在地
 - (3) (本市に納税義務のある場合) 納税義務があることを証する事項
 - (4) (当該パブリックコメント案件に利害関係を有する場合) 利害関係があることを証する事項
 - 次のいずれかの方法により提出してください。
 - (1) 直接持ち込み
 - ・ 都市部建築指導課（横須賀市役所分館4階 16番窓口）
 - ・ 市政情報コーナー（横須賀市役所2号館1階 34番窓口）
 - ・ 各行政センター
 - (2) 郵送
〒238-8550
横須賀市小川町11番地 横須賀市役所 都市部建築指導課
 - (3) ファクシミリ
046-825-2469
 - (4) 電子メール
bg-ci@city.yokosuka.kanagawa.jp

個々のご意見等には直接回答はいたしませんので、予め御了承ください。
いただいたご意見等とこれに対する考え方は、意見募集期間終了後すみやかに公表いたします。